

平成 2 4 年度 第 2 回
(2 0 1 2 年度)

吹田市都市計画審議会議事録

日 時 平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分
場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 4 委員会室

吹田市都市整備室

平成24年度第2回都市計画審議会会議録

平成24年11月28日

○西倉参事 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成24年度（2012年度）第2回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、山中副市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○山中副市長 こんにちは。副市長を仰せつかっております山中でございます。

委員の皆様方におかれましては公私何かとご多用の中にも関わりもせず、本年度第2回目となります吹田市都市計画審議会にご参加を賜りまことにありがとうございます。また、平素は、当審議会におきまして、地区計画等の都市計画決定に関します重要な事項につきまして、大局的な立場から多くのご意見とご助言を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

本日ご審議いただきますのは、千里丘北地区の地区計画の決定、地区計画の変更を2件、生産緑地地区の変更の計4件の諮問案件等、常務委員会でもご議論いただいております都市計画マスタープランの見直しの進捗状況を含め、報告事項3件でございます。後ほど担当のほうからご説明とご報告をさせていただきます。委員の皆様方にはよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○西倉参事 ありがとうございます。次に、前回の審議会に公務のご都合で欠席となりました学識経験者の委員のご紹介をいたします。

大阪学院大学准教授の宇佐美委員でございます。

○宇佐美委員 大阪学院大学の宇佐美です。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 大阪府立大学教授の上甫木委員でございます。

○上甫木委員 上甫木です。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 続きまして、事務局職員に異動がありましたので、紹介いたします。

10月1日付で異動のありました都市整備部長の森でございます。

○森部長 森でございます。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 それでは、これから副市長から会長へ諮問書をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(山中副市長から会長へ諮問書を手渡す)

○西倉参事 それでは、本日お配りしております資料のご確認をさせていただきたいと思っております。

本日の次第であります。その下に、用途地域等による建築制限についてのパンフレット。次に、報告案件の資料1から3につきましては、吹田市都市計画マスタープランの見直しについての資料でございます。資料4、都市計画道路の見直しについての資料でございます。次に、都市計画下水道の変更の概要について資料5、及び吹田市の下水道の冊子を置いております。先にお配りしております平成24年度第2回吹田市都市計画審議会の議案書でございます。6ページと7ページにつきまして差し替えがございます。お手元に置いてあります。よろしくお願いいたします。

それでは、吉田会長、議事の進行のほう、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 皆様方、月末お忙しい中、さらに急激に寒くなってもきている中、ご出席いただきましてありがとうございます。まず御礼を申し上げます。今申し上げたような風邪、その他、ご多忙ということで、残念ながらご欠席のご通知、岡委員、柏原委員、澤木委員、山本委員、難波委員、神戸川委員、小林委員からいただいております。なお、寺西委員、二、三十分ちょっと遅れる、申し訳ないというご連絡をいただいております。いずれにいたしましても、委員の過半数のご出席はいただいておりますので、吹田市の都市計画審議会の条例第5条2項によりまして本審議会が成立して

いるということは確認させていただきます。

ご審議、本日いただきます案件は、今、副市長からお預かりしたのですが、正式には、皆様方に事前にお配りさせていただき、先ほどアナウンスがありましたように6、7ページ、ちょっと一部差し替えがございますが、その資料に従いまして、審議事項4件、実はその他に報告事項3件ございます。それぞれ表題を読み上げてしかるべきかもしれませんが、お読み取りいただきたく思います。

まず議案第1号から皆様の慎重なご審議をいただきたく思うわけですが、議事進行にはご協力をお願いいたしたいと申し上げておきます。

本日、傍聴のお申し出があるやに伺っておりますが。

○後野主幹 3名いらっしゃいます。

○吉田会長 3名おられますか。規程上、5名以内ということになっておりまして、その抽せんする必要もないということですので、お三方にお入りいただきましょう。よろしいですか、皆様方。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田会長 では、お願いいたします。

(傍聴人 入室)

○吉田会長 今入っていただきました傍聴の方々をお願いを会長の私、吉田からいたします。審議中につきましてはご静粛をお願いいたします。

それでは、審議案件、議案第2号からご報告いただきご審議いただきたく存じます。北部大阪都市計画地区計画(千里丘北地区)についての吹田市としての決定についてということでございます。ご説明をよろしくお願いいたします。

○檀野主査 都市整備室の檀野でございます。

まず初めに、先ほども説明がありましたが、議案説明用の資料を確認させていただきます。本日の議案に関します資料でございますが、お手元に先に送付させていただいております議案資料のほうと、本日参考資料として手元にお配りさせていただいてい

ますリーフレット、用途地域等による建築制限についてと書かれた、こういったカラー刷りのパンフレット、手元のほうにございますでしょうか。ございませんようでしたらすぐにお持ちさせていただきますので、お申し付けください。大丈夫でしょうか。

なお、議案書のほうに関しましては、議案書のページの隅に、下のほうの隅に通し番号を打ってございますので、通し番号のほうで説明のほうは行っていきますので、よろしくお願ひします。

それでは、本審議会でご審議いただきます議案第2号、北部大阪都市計画地区計画（千里丘北地区）の決定（吹田市決定）についてご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

前方のスクリーンを中心にご説明いたしますので、前のほうをご覧ください。なお、お手元の議案書のほうは、本件につきましては1ページから7ページになりますので、合せてご確認いただければと思います。

まず地区の名称は、千里丘北地区地区計画。位置につきましては、吹田市千里丘北及び千里丘中地区。面積は、約12.2ヘクタールでございます。本地区の地区計画につきましては、毎日放送の放送局跡地が売却、開発されることに伴い、地区計画の目標方針及び地区整備計画を決定するものです。次に、都市計画の決定理由についてですが、本地区は吹田市北東部に位置し、緑豊かな丘陵地の斜面地にある企業施設跡地が宅地造成されることから、既存の緑地等を保全し、計画的に良好な住環境の形成を図るため、地区計画を決定するものでございます。次に、吹田市におけます千里丘北地区の概ねの位置が前方のスクリーンで赤色の枠でお示ししております区域であります。また、この地区の詳細な位置が前のスクリーンのとおりとなっております。

続きまして、前方のスクリーン、こちらのほうが計画図でございます。ここで当該地区計画の目標及び方針についてご説明させていただきます。お手元の議案書2ページのほうも合せてご確認ください。

まず地区計画の目標としましては、住宅、利便施設等、公共施設の立地する地区、

及び既存の緑地等を保全する地区として良好な住環境の形成を図ることでございます。次に、土地利用の方針ですが、AからD地区の4地区から構成しておりまして、緑豊かな地区としてA地区、公共公益施設の立地する地区としてB地区、中高層住宅棟が立地する地区としてC地区、利便施設等が立地する地区としてD地区をそれぞれ定めていきます。その位置につきましては、前面のスクリーンの図のとおりでございます。その他、後ほど説明させていただきますが、議案書2ページにお示ししております地区施設及び建築物等の整備方針についても定めてまいります。

続きまして、前面のスクリーンに今回の対象地全体の土地の状況を写した写真をお示ししております。この写真は、対象区域の南側から撮った写真でございます、向かって右手の緑の多くある箇所がA地区。左手前の造成された更地、この部分がB地区。正面のクレーンがご覧いただけるとは思いますが、工事中の箇所がC地区。さらにちょっと分かりづらいかも知れませんが、その奥、さらに奥にD地区を予定しているところがございます。

次に、こちらの前のスクリーンを引き続きご覧ください。こちらのほうがA地区、主に後ほど詳しく説明しますが、保存緑地に、この中に神社がございまして、神社の参道から南側を向かって撮った写真でございます。続きまして、こちらのほうが同じくA地区の保存緑地地区。地区内に池もございまして、こちらのほうを東側から西側に向かって撮った写真でございます。地形的には東側の保存する樹林地等が最も高い位置になっておりまして、向かって左側、北面側に下がる斜面地となっております。

次に、地区整備計画の具体的な内容についてご説明させていただきます。お手元の議案書のほうは3ページとなりますので、合せてご確認ください。

地区の区分としましては、A地区からC地区に今回は分けておりまして、建築物等に関する事項、及び土地利用に関する事項を定めるものでございます。D地区につきましては、詳細が固まった段階で再度変更するということとなります。

まず地区施設の配置及び規模に関する事項としまして、歩行者専用通路を定めてお

ります。前方のスクリーンをご覧くださいませうでしょうか。前方のスクリーンでは、C地区内の水色のラインが地区施設、歩行者専用通路の配置を示しております。区域の東側から西側にかけて、C地区の周囲に沿う形で歩行者空間の確保をするためのものがございます。次に、こちらのほうが、東側から北西側に向かつての写真でございますが、写真の中で今、水色に表示されたところが、実際に現地のほうで歩行者専用通路が廃止される予定の位置でございます。

続きまして、建築物等に関する事項としまして、建築物等の用途の制限では、現在、第二種住居地域の規制がかかっておりますところ、地区ごとの特性に合わせて、さらにこれを、用途を制限してまいります。具体的には、B地区においては現在、第二種住居地域であります、さらに制限して、前のスクリーンに示されておりますとおり、学校、図書館、老人ホーム、診療所、巡査派出所と公民館、集会所、病院など、こういった示された建築物しか建築できないということになります。

C地区におきましては、B地区同様、二種住居の制限を、さらに制限を厳しくしまして、第一種中高層住居専用地域並みの用途を制限してまいります。具体的には、共同住宅を含め、第一種低層住居専用地域で建築可能なものに限ってまいります。前のスクリーンにも示しますように、その他、大学病院、老人福祉センター等、500平米以内の店舗等しか建築できないと、こういった制限をしてまいります。

次に、壁面の位置の制限としましては、敷地の面積が5,000平米から1万平米のときは3メートル以上後退することとしております。また、敷地面積が1万平米を超える場合には、道路に面する部分を5メートル、その他の部分を3メートル以上後退することとしております。こちらの制限につきましては、B地区、C地区ともに同じ制限となっております。その他、建築物の形態または色彩その他意匠の制限、及び垣または柵の構造の制限につきましても、議案書3ページにお示ししておりますとおり、それぞれ制限をしております。

次に、先ほど写真でお示ししましたA地区につきましては、前面スクリーンの緑色

で示す位置の範囲内の現存する緑地等を維持保全しなければならないというふうにしております。スクリーンのほうで白く抜かれている部分をご覧いただけるかと思いますが、白く抜かれている部分が先ほどちょっと写真のほうでご覧いただきました、実際、神社がございますので、神社の部分、及び神社に至る参道の部分を緑地ではないので外しているということになっております。

その他、地区整備計画の主な内容としては以上でございますが、前回の審議会にて、備考欄の記述についてのご指摘もいただいておりますので、ここで合せてご説明させていただきます。備考欄につきましては、公益上必要な建築物に関する特例と一団地に関する特例、この2つの場合について記載しております。

公益上必要な建築物に関する特例のあり方につきましては、前回審議会において再考する必要があるのではないかとのご指摘をいただいております。まずこの特例につきましては、現在、用途地域として定められております第二種住居地域の制限をさらに緩和することができるものではございません。あくまで、地区計画でさらに厳しくした制限を加えた部分についてのみ緩和の対象とするものでございます。

今回、再度、公益上必要な建築物に関する特例に関して検討してまいりましたところ、その運用に関しては慎重な判断が必要であることはもちろんですが、災害時等の対応も考えまして規定を設けることとしております。

続きまして、法定手続の経過についてご報告いたします。縦覧等につきましては、都市計画法第16条による吹田市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、平成24年9月20日から10月4日まで縦覧を行い、10月11日まで意見書を受け付けましたところ、意見書の提出はございませんでした。次に、都市計画法第17条に基づき、平成24年10月26日から11月9日まで縦覧を行い、意見を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、縦覧者数は2名でございました。

以上が議案第2号、北部大阪都市計画地区計画（千里丘北地区）の決定（吹田市決

定)についての説明でございます。どうかよろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○吉田会長 事務局からのご説明、終わったようです。議案第2号につきまして、皆様方、ご質問、ご意見、お出しいただきたく存じます。どうぞ。

○A委員 まず地区、7ページを見たらわかるんですけど、地区整備計画区域内でありながら、D地区については後出しというか、後でということみたいなんですけど、その理由というか、どうしてなんですか。

○吉田会長 いかがでしょう。なぜ4区分した上で、Dについてはなお今回未定というふうに出てきているのか。どうぞ、お願いします。

○檀野主査 地区計画を定めるに当たりましては、当然地権者、権利を持たれている方との話し合いの上、協議の上、合意いただいたものについて定める形になりますが、今回、D地区をやらないということではありませんで、段階的に大規模な開発地でありますので、段階的に行っていくと。先行して合意がとれた、今回はAからC地区について具体的に地区整備計画を定めてまいりたいと。D地区につきましても、詳細、話が固まりまして、協議が固まりまして、地権者同意のほうを得られましたら順次整備計画のほうも上げていきたいというふうに考えております。

○吉田会長 見通しはいかがですか。

○檀野主査 見通しは現在も並行して協議している最中ですので、事業者のほうもやらないとか、そういったことではなくて、一応協議のほうは続けているという状況です。

○吉田会長 年度中に合意を得られそうだ、あるいは越年、年度またぎになりそうなんですか。

○檀野主査 具体的に、いつごろ合意がもらえるというような、確約はもらっていません。

○吉田会長　お願いします。どうぞ。

○A委員　でも、今回、地区整備計画区域内ということでD地区も括られていて、なおかつA、B、Cしか出ていないような状況の中で、じゃあ今後D地区ということが、結局よくなるのか悪くなるのか何らわからないような状況で、先行きも全く見通しがついていないような状況であったら。これは、法的な部分とかももちろんあると思うんですけども、再度出し直すということの確約があって今は空白やということなんか、だから空白のままですべて計画区域内の範囲に入っているものを我々に審議しろと言われても困りますので、そのあたりを明らかにしてもらわな困るんですけど。

○吉田会長　どうぞ。

○武田参事　今回の審議会では、先ほどご説明しましたけれども、2ページのほうで、土地利用の方針というところで、A、B、C、D地区、それぞれの方針をまず定めるということがございます。それと、それぞれの整備計画でA地区、B地区、C地区というところまで整備計画の内容は今回定めていきたいと。方針はD地区まで定めておりますけれども、前面のスクリーンで白地に抜けておりますところが、今D地区が想定されるところであります。例えばD地区といいますのは、全体のまちづくりの中で真ん中に集合住宅、住宅がたくさん集まる地域がありまして、その東側には緑を残す、黄色のB地区につきましては公共公益の学校を中心とした施設を誘導する。それから、D地区の白地に今なっております地域につきましては方針で定めておりますように利便施設等が立地する地区として方針を定めておりますけれども、例えば住宅がC地区の共同住宅ゾーンが、例えばもう少し増えるとか、そういった地区の範囲のラインそのものも今後定めていきたいというふうに考えておりまして、その時点でこの当審議会でお諮りしていきたいというふうに考えております。

○吉田会長　引き続きご質問、どうぞ。

○A委員　要は、これ、D地区は利便施設等が立地する地区ということそのものが、じゃあどういった利便施設なんか、例えば商業施設であるとか、もちろん商業施設で

あったら駐車場とかはもちろん、荷物の搬出入等もあるでしょうみたいなもので、やはり騒音的なものが住居の区域よりは多かろう地域になってしまうわけなんですけども。

よく見てくださいよと、このすぐ北側には吹田東高校があるんですよ。これは、ちょうどD地区から、のり面はここ、一番北の端のところ、D地区の北側のところで、図面上でものり面があるということはここにも書かれているんでお分かりと思いますが、結局D地区から下のほうに行くと、10メートル以上下のところに高校が建っているという。そしたら、音というのは上から下に行きますよね。そしたら、そこにまともに教室があるんです、1組から4組までの。済みません、私、出身校なんでよくわかるんですけども。ただ、利便施設の場合、やはり日常商業施設であったらやっぱり来られるでしょうし、車のバタンバタンというような開閉音であったりとか、そういったものもするという指摘は随分と以前から申し上げておりますし、この部分についてはよっぽどのところ、いうたら緩衝緑地帯で、はっきり言って樹木なり、たっぷり植えてもらわんことにはやっぱり騒音等も来るやろなみたいなこともずっと危惧されているところでもあるわけなんですよ。

ただ、このところで利便施設等というのがきちっと明記されていますので、この2ページ目を見たら。そういう利便施設等はできれば避けていただきたいというところが本来の要望であったとも思いますので、関係者たちからの。そういったことも含めて、だから利便施設等が立地する地区として2ページ目に載っていると、ちょっと申し訳ないですけども、それは今までの話も全く違うし、それは話になりません。

○吉田会長　どうぞ。

○松本室長　都市整備室、松本でございます。

白地のD地区のところにつきましては、全体これ、約13ヘクタールにつきましては、今現在進行中、市街区ではマンション建設事業、今、建設にかかっておりますけれども、吹田市の場合は事前協議制をとっております、開発事業の手続等に関する条例

というのがございまして、それに基づいて事前協議をした中で建築確認行為を行ってきたという経緯がございまして。その手続の中で、今おっしゃっておられました、住環境に影響を及ぼすようなことがあるような大規模な開発事業に関しましては、関係住民の方々へ周知を行いつつ意見を聞きながら計画に反映していくという手続を踏んでおりまして、実はその経過を、手続を経ながら現在進行しておるところでございまして。

そして、D街区について後追いになっておりますのは、今つい最近で確認しておりますが、当初そこについては幼稚園等の用地を確保していくと。そして、利便施設と出ておりますところの小規模と申しますか、買い回りの店舗が張りついていくというような形での協議は終わっておったところですが、今回、今現在、D地区の一部において保育園の建設を予定とする手続と、そして店舗を含めた、そういった施設を建てるための手続の協議を行っているということは確認しております。

そして、高さ的には、今現在確認しておりますのは、それぞれ高さは2階建ての、高さが10メートルまでのものというような形での協議を進めているというふうには確認しております。ただ、全体D街区についての建築物を目的とした詳細な協議についてはまだ進められていなくて、今後進めていくということをお願いしておりますので、それを踏まえた中で今後、地区整備計画についてそのような建築物等の制限の内容のものを並行して協議して定めてまいりたいと考えております。

○吉田会長　いかがですか。

○A委員　とにかく、そもそも的に、例えばですけど、周辺の住環境に配慮しといたって、周辺に住宅はありませんから、この辺り。学校しかありませんから。それやったら、だからもともと教育施設的环境が悪化しないようにということの要望も十分に出ていましたし、それらもきちっとここに明記されてなかったらそれはおかしいことだと思います。

だって住環境に配慮しといたって、本当に今の現状であつたら、ないんですもん、既存の住宅は。D地区の周りには。

○吉田会長 Cが住環境になる、中高層住宅。

○A委員 Cもないんです。実際ここは新しく全部住宅を造るようなもので、B地区辺りでないと周辺の住環境とは余り合致しないところになるんです。A地区はもう緑地保全で現状保全になりますから。だから、周辺の住環境に配慮する部分といったら、正直言うてB地区のみぐらいのもので、D地区というのは住環境じゃなくて、やっぱり教育の環境のことにきちっと配慮してもらわなというところがずっと言われていたのに、教育のきの字もございませんし。

ましてや、保育園とかというたら、済みません、勉強中、試験中とかにオルガンの音や子供の遊び声やというようなものやなんかもはっきりいうて危惧されている声も十分あるんですけれども、やっぱりそういったところの対策等についてもどうなっているのか。それやったら学校側のほうにきちっとペアガラスを置いて、冷暖房等をきちっと補償なさるのかどうかみたいな問題にも発展してくると思いますので、やはり教育環境というのをきちっと重視してもらわないと、こんなん全く忘れられていますので、周りの環境のこと。子供たちの教育現場があるということを忘れられているような、こういう状況ではちょっと困ります。

○吉田会長 今、問題になっているのはD地区問題ですが、Dについて確かにすぐ北に吹田東高校があるということは地図上も確認できます。今、A委員からそのように強い要請、そういうご指摘がありました。事務局のほう、これ、議事録にとどめて対応するというふうに言われますか。どうなるか分かりませんということだと、ちょっとご了承いただきにくいかなと思いますが。お願いできますか。

○武田参事 済みません。補足の説明をちょっとさせていただきたいと思うんですけれども、地区計画と申しますのは、この都市計画審議会でご審議いただきまして決定した以上、かなり長期的な計画になるものというふうに認識しております。それで、学校のあるところも用途地域としましては住居系地域でございますので、ここの表現が、周辺の住環境というのが学校の教育というところまで踏み込んでないのではない

かというご指摘だと思うんですけども、長期的な意味で学校の教育も含めて、地域そのものが住居系の用途になっておりますので、その点に配慮して、土地の合理的かつ健全な有効利用を図っていくという方針で定めたいと考えております。

○A委員　ただ、やはり普通の一般の住宅と教育施設の場合は、やはり本市の文科省とかが出しているような教育施設等の基準等にもきちっと合致しておかなきゃならないですし、しかも、それをクリアしていただいたいというもんじゃありませんので。

そもそも悪化させるということが懸念されるという部分を何とか未然に防いでおきたい、そのための計画であるべきものでありますし、それを、言葉尻ですよ、全て住宅地域ですから住環境ですというたって。それやったら、申し訳ないですけど、3ページ目の備考にでもそこら辺も加えておいてくださいよ、そしたら。

それで、続いて言いますね。先生、私一人だけみたいなんで。備考のところにも、これはかねてより申し上げていきますように、公益上必要な建築物の特例というやつ、この特例が悪用されていると言っても過言でないようなところも実際ありますし、いうたら公共だから何もしてもいいよというようなものになってしまっている現状がありますので、やっぱりこのあたりについてもきちっと明記して、こういう場合ということを書いてしまうか、ないしは公益だから許されるんじゃないなくて、民間の皆様に求めているよりも厳しく公共はあるべきなんで、特例の中に公共を入れるというのはおかしいということをお前の審議会でも申し上げていきますので。そのあたりについてもきちっとこれ、改めるべきだと思います。

○吉田会長　きちっと改める、改め方、ちょっと今、直ちには対案が出てきにくいかもしれませんが、そういう意見、記録に留めておいていただきたく思います。

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。先生、どうぞ。

○B委員　A地区の件なんですけども、土地利用に関する事項ということで、これ斜面緑地って非常に重要なものですから、保全の方向というのは非常に大事なことかなというふうに思います。ただ、この中の緑地を維持保全しなければならないという一

言だけなんですけれども、緑地の保全というのは従来から非常に凍結的に保全すると、全く人が入らない形の保全というものから、少し里山的に管理をしながら、景観林にあるとか、人が中に入るとか、やはり何か有効に活用するという側面の管理という、いろんな目標像がいろいろ多岐的に求められると、非常に多面的になっているということです。そういう意味ですと、少しその維持保全ということだけだと、地区計画としての目標像が少し見えづらいんじゃないかなという、ちょっと懸念がございます。

そのあたり、緑の基本計画のほうで何がしかの性格づけなり、あるいはこの場合、神社と一体となっている緑地の部分と南側の緑地の部分というのは、やや性格がひょっとしたら違うのかなというふうにも見受けられるんですけども、そういう意味では、もし可能性としては維持保全というところに、例えば適切な管理計画のもとに維持保全するとか、そういったような適切な管理計画のもとに維持保全というような、そういう文言ぐらいがあると、役所でいろんな調整の中できっちりと目標を定めて誘導できるんじゃないかなというふうなことをちょっと意見として申し上げておきたいと思います。

○吉田会長 事務局、いかがでしょう。今のご意見、A地区に関しての。どうぞ。

○檀野主査 今、ご指摘いただきましたA地区の保存緑地についてなんですが、先ほどちょっと冒頭の説明ではしておりませんでした。こちらのほうの緑地帯につきましては、現在、開発許可が終わりました。土地としては市のほうに帰属されているような状況でございます。それで、今回、地区整備計画の中で土地利用制限をかけるのと同時に緑化、公園を管理する、都市公園法の網も合せて検討していくということで、ちょっと別法にはなりますが、合わせ技みたいな形で緑地ないしは公園としての管理を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご指摘いただいた緑の基本計画も当然念頭に置きながら管理していくということで考えております。

○吉田会長 B委員、よろしいでしょうか。

○B委員　そういうことが合わせ技であるのであれば結構かと思います。

○吉田会長　重要なお指摘、ありがとうございます。ご答弁もありがとうございます。

ほかの点、2号議案、いかがでしょう。ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。どうぞ。

○C委員　先ほどからのD地区の件なんですけれども、ここのC地区は集合住宅になっていまして、それに従ってB地区の学校であったり、そういうものになっていると思うんですけれども、D地区に集合住宅なり住宅が入っていく可能性があるというふうに先ほども言っておられたんですけれども、D地区に住宅が入ってくるということと言うと、学校のキャパであったり、いろいろなところにさらに影響があるということはないんでしょうかね。

○松本室長　D地区に予定建築物としての、建築する目的での条例の手續、事前協議の条例の手續は得ておりまして、総戸数といたしましては今後D地区に出てくる絶対数の個数が当初の計画にプラスアルファということにならないように、全体の戸数のキャパは当初の計画どおりの戸数と予定されております。

○吉田会長　どうぞ。

○C委員　トータルで当初の戸数というのは幾らですか。

○吉田会長　どうぞ。

○松本室長　トータルで1,489戸でございます。

○吉田会長　高層集合の枠での戸数もカウントしてということですか。

○松本室長　はい。当初の予定どおりの、一番最初の開発事業ができてきたときの計画の戸数でございます。

○吉田会長　質問者、よろしいでしょうか。

○C委員　済みません。D地区にどれくらいの戸数が入っていくかということは、だから今の時点では分からないということですね。

○吉田会長 どうぞ、ご回答を。

○松本室長 既にC街区の中では建築にかかっておりますので、Dで予定されておりますのは残りの差し引きの戸数となりますので、申しわけありません、205戸です。

○吉田会長 大半がCですね。

○松本室長 大半がCでございます。

○吉田会長 質問者、よろしいでしょうか。

○C委員 先ほどの利便施設で保育園、幼稚園、また店舗プラス205戸という形になって、そこら辺の部分が景観的にも、先ほどから心配されていたいろんな問題についてもクリアできるような形に収まるかどうかというのはまだ全く白紙な状態なわけなので、そこら辺のところをしっかりとこれから打ち合わせをしながら、周辺の住民といっても了解する人が周りにいてないわけですよ。だから、そういう意味でいい形になるということに対する担保が余り見えない状態ですので、それに対する取り組みをしっかりとしていく必要があるということをちょっと意見として述べておきます。

以上です。

○吉田会長 じゃあ事務のほう、そういう強い要請もあったと記録に留めていただいて、先ほどのご指摘にも重なったと思いますが、周辺に高校があるということも念頭にしっかり置いていただいて、この枠組み、その方針の具体的なありようについては市がちゃんとチェックをかけるということでこれを進めていただきたい。

他にご意見、ご質問ございません。どうぞ。

○A委員 まだ申し上げておきますけど、D地区の地盤がここにありましたら、ここに中学校がありまして、ここに高校がありまして、そのまた下には小学校とか幼稚園とかもある。ここの地図上では高校しか、中学校と、7ページでは高校と中学校しか載っていませんけど、その下にもずっと小学校、幼稚園もあるという。ただ、やはりそれが全部北側にありますので、北側の下側にありますので、やはり高校、中学、小学校、幼稚園、全てに対しての影響があるということは随分以前からかなり指摘され

ていた計画でございますので、やっぱりそのあたりというのをもっと肝に銘じたような形できちっと明記されているべきであるはず、はずというか、きちっと明記していて然るべきものであると私は思います。

これ、高校だけの問題じゃないんですよ。中学校でも問題になりました。小学校でも幼稚園でも全部なりました。しかも、高さがこんなに違うんですよ。これにまた高いものが建ったらこれぐらいの差がある。もちろんのところ、だから中学校とかでも、プールなんか上から丸見えになるとかというような、そういう問題も多々あるような状況でやっぱりそんな部分についての配慮のはの字もないような状況では困りますということを申し上げておきたいと思います。

○吉田会長 重ねてのご意見、留めておいていただきたく思います。どうぞ。

○武田参事 まだD地区の地区整備計画……

○A委員 Dだけじゃないと言うてんの、全てに対して。A、B、Cも含めて。Cのことね。

○吉田会長 どうぞ。

○武田参事 特に、学校に隣接しているところの地区の地区整備計画を定めるに当たっては、今のご意見を重々踏まえて協議を進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○吉田会長 ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、今さまさま貴重なご意見をいただきました。事務局のほうではそれを受けとめていただいて、この案件を進めていただきたいということを申し上げた上で……

○A委員 会長、もう一点。

○吉田会長 どうぞ、ご遠慮なく。

○A委員 申し上げた、要は公益上必要なものという、何か公に甘い特例の部分についてもきちっと、公だから何でもござれみたいなことにならないようなものをするべ

きであって、それもきちっと規定しておくべきだと思います、私は。

○吉田会長 3ページの備考の件です。これは前回も話題になったところ、あるいはご指摘いただいたところ。重ねてのご指摘があったということをお受けとめいただきたく、事務のほう、いただきたく思います。

そうしましたら、2号議案、委員会としてご了承いただいたということで照査させていただきます。よろしいでしょうか。

○A委員 条件を付して。

○吉田会長 そうですね。そういう強い要請、備考欄のところの公益上云々のところの、文字どおり例外的な処理等で、一部悪用がある等のご指摘もいただいているわけで、厳しいご意見です。受けとめていただきたく思います。私のほうからもお願いいたします。

そうしましたら、議案第2号につきましては、審議会として了承いただいたとしてよろしいでしょうか。

○A委員 条件つけて。

○吉田会長 条件ついてるということで。ありがとうございました。

そうしましたら、第3号議案のほうに移らせていただきたく存じます。

議案第3号、北部大阪都市計画地区計画、千里ニュータウンのほうの地区、この問題につきまして事務のほう、ご説明をお願いいたします。

○檀野主査 それでは、議案第3号、北部大阪都市計画地区計画（千里ニュータウン地区）の変更（吹田市決定）についてご説明をさせていただきます。こちらのほうも前方のスクリーンを中心にご説明しますので、前のほうをご覧ください。なお、お手元の議案書のほうは、こちらのほうは8ページから18ページにわたってでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、地区計画は、先の議案同様、目標、方針、地区整備計画で構成されております。本地区の地区計画につきましては、平成21年6月に名称、位置、地区全体

の目標及び方針を既に定めて施行しており、これらについて今回変更はございません。

まず都市計画の変更理由といたしまして、千里ニュータウンはまち開きから今年で50年目を迎え、少子高齢化の進展などさまざまな課題とともに老朽化した住宅の建て替えが本格化する時期を迎えております。老朽化した住宅の更新などに当たりましては、これまで守られてきた良好な住環境を継承し、適正な土地利用の誘導を図る地区整備計画を定めるため、千里ニュータウン地区地区計画を変更するものでございます。

次に、前方のスクリーンで青色の枠の区域が千里ニュータウン地区の地区計画の位置をお示ししております。続きまして、こちらが計画図でございます。今回追加する地区は、前方のスクリーンでは緑色、ちょっと見にくいかもしれませんが、緑色でお示ししている区域でございます。

次に、今回追加となる地区整備計画の具体的な内容につきましてご説明させていただきます。お手元の議案書のほうは12ページから13ページをご覧ください。こちらは、千里ニュータウン地区全体の目標と方針に基づきまして地区整備計画として定める地区の一覧でございます。今回追加変更につきましては、議案書13ページの表の一番下の段、アンダーラインを入れております青山台4丁目の2点でございます。こちら、戸建て・低層住宅地区として追加しようとするものでございます。

建築物等に関する制限である地区整備計画につきましては、協議の調った地区から順次追加するものでございます。当地区につきましては、現在、低層の戸建て住宅が立地している地区でございます。良好な住環境を保全するため、平成18年の3月に住民合意のもと建築協定が締結されております。その後も地区住民により継続的に地区計画に向けた検討を重ねられ、合意形成が図られてまいりました。このたび、千里ニュータウンのまちづくり指針の内容を踏まえつつ建築協定の内容を基本とすることで住民間の協議が調いましたので、地区整備計画を固めるものでございます。

それでは、追加しようとする青山台4丁目の2の地区整備計画についてご説明い

たします。地区の名称は、戸建て・低層住宅地区、青山台4丁目の2、位置は青山台4丁目、地区の面積は約0.8ヘクタールでございます。前のスクリーンのほうをご覧ください。こちらが現況の現地のほうの写真でございますが、当地区の南側から北側に向かったの写真で、今回地区整備計画を定める土地の写真でございます。続いて、こちらのほうは同じく、北東側から南西側に向かったの写真でございます。

次に、建築物等に関する事項としまして、建築物等の用途の制限では、計画書にお示ししております住宅、兼用住宅等以外の建築物は建築してはならないとしております。次に、敷地面積の最低限度では200平米としております。次に、高さの最高限度では、建築物及び工作物ともに10メートル以下としております。その他、建築物の形態または色彩、その他意匠の制限、及び垣または柵の構造の制限につきましても、議案書14ページにおいてお示ししておりますとおり、それぞれ制限をしております。

続きまして、法定手続の経過についてご報告いたします。縦覧等につきましては、都市計画法第16条による吹田市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、平成24年9月20日から10月4日まで縦覧を行い、10月11日まで意見書を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。次に、都市計画法第17条に基づき、平成24年10月26日から11月9日まで縦覧を行い、意見を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、縦覧者数は2名でございました。

以上が議案第3号、北部大阪都市計画地区計画（千里ニュータウン地区）の変更（吹田市決定）についての説明でございます。どうかよろしくご審議賜りましてご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございました。

この議案第3号、今ご説明が終わりました、8ページから18ページにわたって資料がついている計画の変更案件でございます。13ページの一番下に加わる形、つまり青山台としては、4丁目としては2番目、協議が調って、戸建て・低層住宅地区と

する、その変更提案でございます。

ご質問ございませんでしょうか。ご意見等ございましたら。確認、どうぞ。

○A委員 これは戸建ての、いわゆる権利者の皆様方がご自分たちでやろうという自発的な形の運動から起こった地区計画ですか。

○吉田会長 どうぞ。

○武田参事 はい、そうです。

○吉田会長 そういうことですね。

○A委員 すばらしいことだと思います。結構です。

○吉田会長 他にご質問、ご意見、どうぞ。

○D委員 今、A委員さんからの質問があったんですけど、本当に戸建て住宅で、何戸でしたか、十七、八ですね、これ。すごいことやなというて、行政は努力をされたんだなと思っています。最小面積が200ということなんですけど、今現在建っている敷地というのは標準的に何平米なんですかね。今の区画が変わる可能性はあるんでしょうかね。

○吉田会長 どうぞ。

○檀野主査 正確な数字がちょっと出てこないんですが、大体二百五、六十平米あたりから、一番上が500平米超ぐらいになっております。

○吉田会長 どうぞ。

○D委員 まだ、今、地区計画を定めようとする敷地の一部はまだ半分に割られる可能性があるということですね。わかりました。

それと、可能性なんですけど、ずっとへんばりついていますよね。ぜひとも汗をかいていただいて広げていただければありがたいなと思いますので、これ、要望にしておきます。

○吉田会長 ご指摘、ありがとうございます。どうぞ。

○武田参事 こちらのほうの、今お話しいただきましたように18軒の方が同意され

たということなんですけれども、5年以上前から建築協定、それから地区計画のほうも、かなり何度もアンケートを、全体の、もっともっと広い北側のほうに伸びておるんですけども、何度もお話しされながら、我々も説明会というような形で参加させてもらって進めておるんですけども、かなりたくさんの方が、意見も言いつつ進められているというような活発な状況ですので、引き続きそういったお話にも参加して拡大に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

○吉田会長　どうぞ。

○E委員　それと、14ページ、建築物及び工作物の高さということで載っておりますけれど、10メートル以下となっておりますけど、これ、高さにしましては3階ぐらいですか、大体、目安として。

○吉田会長　そうですね。10メートル。最大10メートル、3階だと思います。

○檀野主査　10メートルになりますと、一応構造的には3階建てまでできるんですが、この地域も一種低層で、ほかに日影の規制なんかもございますんで、結果的に検討してしまうと2階までしかできないというケースが多いように伺っております。

10メートルの高さだけを考えると3階建ては、可能は可能なんですけれど、その他の諸制限いろいろ考えると削られ削られ、結局2階しか建たんというようなケースが多いように聞いております。

○E委員　ありがとうございます。

○吉田会長　質問者、よろしいでしょうか。

○E委員　はい。

○吉田会長　ほかにございませんでしょうか。そうしましたら、千里ニュータウンについての一部変更ですが、審議会としてご承認いただいたものとして照査させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田会長　ありがとうございました。

続きまして、議案第4号に移らせていただきます。19ページ以下、事務局、ご説明をお願いします。

○檀野主査 それでは、議案第4号、北部大阪都市計画地区計画（長野東地区）の変更（吹田市決定）についてご説明をさせていただきます。こちらのほうも前方のスクリーンを中心にご説明しますので、前のほうをご覧ください。なお、こちらの議案のほう、議案書のページでいいますと19ページから26ページにわたってになりますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず地区計画は、先の2つの議案と同じように、目標、方針、地区整備計画の3つから成り立っております。本地区の地区計画につきましては、平成20年1月に位置、名称、目標及び方針を定めて、既に施行されており、これらについては、今回変更はございません。今回の変更は、地区整備計画の内容の一部を変更するものでございます。

まず都市計画の変更理由といたしまして、本地区におきましては、企業施設跡地が宅地造成されることに伴い、良好な住環境の形成を図るため、適正な土地利用の誘導を図ってきたところでありますが、周辺市街地の状況の変化、地域の要望も踏まえ、本地区に必要な施設の立地を可能とするため、本案のとおり地区計画を変更するものでございます。

次に、前方のスクリーンで赤色の枠で示されています区域が長野東地区の位置をお示ししております。また、同じく前方のスクリーン、こちらのほうが詳細な位置でございます。続きまして、前面のスクリーン、こちらのほうが計画図でございます。今回変更する地区は、前方のスクリーンでは青色に着色している区域でございます。

次に、今回変更となる地区整備計画の具体的な内容についてご説明させていただきます。こちらのほう、お手元の議案書の26ページの参考資料、右肩に参考資料と書かれた資料を合せてご覧ください。こちらのページのほうは新旧対照表となっております。ページの左側半分が変更前、右側半分が変更後をそれぞれあらわしてござい

ます。

それでは、右側の変更後のほうをごらんいただきまして、まず今回変更となる地区の区分名称は、中高層住宅地区のうちのD地区になります。当該地区の面積は約0.5ヘクタールでございます。なお、当該地区につきましては、当初の開発計画時点から教育施設に負荷をかけないように、高齢者向けの共同住宅が計画されておりました土地でございますが、計画が途中で中断し、現在更地のまま未着手の状態でございます。今般、地域住民からも老人ホームを初めとする老人福祉施設等を求める要望がございましたので、検討した結果、地区整備計画を変更するものでございます。

次に、前面のスクリーンのほうをご覧ください。こちらが現況の写真でございますが、こちらの写真のほうは当地区の東側から西側に向かったの写真でございます。同じく次の写真、こちらのほうは、ちょっと画面の光の加減で分かりにくいですが、北西側から南東側に向かったの現地の写真でございます。

次に、具体的な変更内容につきましては、建築物等に関する事項として定められております建築物等の用途の制限の中で、議案書26ページの参考資料中、下線が引かれた箇所でございます。こちらのほう、以前は共同住宅、小規模店舗等以外の建築物を建築してはならないとしておりましたところ、建築できる建築物に老人ホーム等の福祉施設を追加しようとするものでございます。その他につきましては、以前からの変更はございません。

続きまして、法定手続の経過についてご報告いたします。縦覧等につきましては、都市計画法第16条による吹田市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、平成24年9月20日から10月4日まで縦覧を行い、10月11日まで意見書を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。次に、都市計画法第17条に基づき、平成24年10月26日から11月9日まで縦覧を行い、意見を受け付けたところ、こちらのほうも意見書の提出はございませんでした。なお、縦覧者数は2名でございました。

以上が議案第4号、北部大阪都市計画地区計画（長野東地区）の変更（吹田市決定）についてのご説明でございます。どうかよろしくご審議賜りましてご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○吉田会長 事務局からのご説明、終わりました。長野東地区の地区計画変更の提案でございます。ご質問、ご意見、お出しいただきたく存じます。ご遠慮なく、どうぞ。

○A委員 じゃあ施設地区はまだ更地で全く未定ということなんですけれども、やはりそのあたりとの兼ね合い等も含めて、今後、だから重複するような施設があるという、果てには過重の需要供給体制になってしまいます。そのあたりどういような形の調整になるんですか。そもそも予定しているものが別のところに建つ、だから施設地区については今後どうなっていくのかということも含めてちょっと聞かせてもらいたいんですけど。

○吉田会長 どうぞ。

○武田参事 今、前面のスクリーンでちょっと見にくいかもしれませんが、緑色の緑地地区の下側で……

○A委員 すぐ上ね。わかっている、場所は。

○武田参事 ちょうど真ん中のおへそのような形、そのところが施設地区ということで、現在は保育園が建設済みで開業もされております。

今回変更しようとする青色の地区につきましては、現在の地区計画では中高層住宅地区という形で地区を定めておりますけれども、開発の当初から地域の住民、我々、開発を担当する中でも、高齢者向けの住宅を建てるというゾーンになっておりました。当時こちらで地区計画のご審議をいただくときも、高齢者向けの分譲の住宅が建設されるという形でご説明してきた経緯がございます。その中で今回、高齢者向けの建物を建てられるように、老人ホームという機能も、建物用途も追加することで、そういう建物が建てられるようにということで変更したいというふうに考えておまして、

施設地区のその他便利施設を含んだようなものではなくて、今回の地区整備計画を変更するのは、あくまでも住宅ゾーンに老人ホーム等の建築用途を追加したいというふうに考えているところでございます。

○吉田会長　どうぞ。

○A委員　ちょっと私の記憶の範囲で申し上げますけれども、この施設地区というのは、老人の施設、障害者施設とか、保育園とか、そういう三世代とか、いろんな障害者とかも含めて福祉的なゾーンになるのかなというふうな記憶がありましたんやけど、今、結局、保育園だけができています。それでもう全く、じゃあ土地のすきはなしということですか。べったりこれで保育園だけしかもうできないんですか。施設地区のことを聞いている。

だから、もともと老人ホーム等も施設地区のほうに持って行って、何か、結局福祉が中心のものになるのかなというふうな記憶があったんですけど。

○吉田会長　施設地区で、めちゃくちゃ狭くありませんか。

○A委員　狭いんですよ。だから、どうすんのかなと思っていたんですよ、私。

○吉田会長　25ページの図を見ると、ど真ん中に白い施設地区と打ち出されていて、26ページのほうの表で言うと、新旧左右ありますが、いずれも右端が施設地区となっていて、0.2ヘクタールしかない。そこに老人ホーム、保育所その他となっていて、現時点、保育所が建設中というご説明でしたということで、中高層住宅地区という、今回、左上のほうのDについてその地域等々の要請で福祉関係、今言った老人ホームですか、そんな形のものが建てられるようになりそうなので、そうしよう。

○A委員　ここ、保育所とか、身体障害者福祉訪問も変更後で入っているんですね、D地区に、今回。

○吉田会長　ありますね。

○A委員　だから、施設地区にこういったものをつくろうと言っていたやつがそのま

まD地区のほうに記載が追加されているということも含めて、じゃあこの全体的なもの、はっきり言って、地区整備計画区域内の全体的なものを見てどうなるのかということをお伺いしているんです。

○吉田会長 全体的にどうでしょうか。長野東周辺というようなことも念頭に置いてということになるんでしょうが。施設の重複その他ということはあるまいなというご質問かと思えます。そこら辺、よろしいんでしょうね。

○A委員 重複した記載になりますからね、実際、これ、変更なされた後は。

○吉田会長 ご説明上は地域住民の方々のご要望を踏まえて、22ページに出てまわっておりまして、それらを受ければ0.2だけだった施設地区。

○A委員 だから、0.7ヘクタールがそういう施設地区になるという感じですか。

○吉田会長 そうそう。まで広げ得るのかなと……ということのようですね。住宅中高層の枠組みのままで対応可能ということですね。どうぞ。

○武田参事 そのとおりでございます。施設地区の面積としましては、もともとの施設地区が0.2ヘクタールで、今度のD地区が0.5ヘクタールということで、確かに面積は、特に今回追加する老人ホーム、保育所というところの建てられる区域は2倍以上の0.2から0.7に変わるということでございますけれども、実際にこのD地区というのは現在、中高層住宅地区という地区指定をしておりますので、地域のほうからも要望をいただきましたのは、中高層住宅地区ということでファミリー型のマンションは反対と。ですけど、以前からお話のあった福祉、そういう高齢者向けの施設であるならば賛成という形でご要望いただいて、そういった旨を地権者であります事業者のほうにも協議をした結果、この機能で老人ホームを含めた施設が建てられるという形で協議がととのったところでございます。

ですので、長期的な計画でございますので、先ほどおっしゃいました0.2ヘクタールの施設地区のほうには、現在はこういうたくさんの機能のうちから保育所という施設が建っておりますけれども、今後、施設地区の中でいろいろその状況に応じて必

要な施設が、施設地区のほうはいろいろな利便施設を含めた施設ができる区域で、今回のD地区につきましては、基本は住宅というところがございますけれども、今回は老人ホームというような機能を1つ追加したいというふうに考えているところがございます。

○A委員 施設地区0.2ヘクタールのうち今現状、保育所の用地として実際建てられているということですが、どれくらいの用地、保育所として使われているんですか。

○吉田会長 どうぞ。

○松本室長 申し訳ございません。全て保育園の用途としてお使いになると。

○A委員 全て。

○松本室長 2,000平米。申し訳ございません。

○吉田会長 ということですね。

○A委員 複合になるのかなと思っていました。分かりました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。そうしましたら、4号議案、長野東地区についての地区計画一部変更につきましても審議会においてご了承いただいたものとして照査させていただきたく思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田会長 ありがとうございます。

続きまして、5号、これも一応変更ですか。地区計画ではなく、緑地地区の変更ということですね。ご説明をお願いします。

○檀野主査 それでは、議案第5号、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(吹田市決定)についてご説明をさせていただきます。

こちらのほうは、スクリーンとあわせまして、資料のほうも議案書のほうも合せて見ていただく形になりますので、よろしくをお願いします。

まず最初は、議案説明に先立ちまして、生産緑地地区の制度についての概要を説明

させていただきます。前のスクリーンのほうをご覧ください。生産緑地地区は、市街化区域内にある農地の農業生産活動に裏づけられました農地機能及び公共施設の保留地機能に着目して、良好な市街の形成、保全及び確保を図るための都市計画の制度でございます。

平成3年4月に生産緑地法が改正され、都市計画において宅地化する農地と保全する農地に区分することとされており、保全する農地について都市計画法に基づく生産緑地地区の指定を行っているものでございます。

指定要件としましては、前に示されております、現に農業の用に供されている農地などで生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。ほかに区域の面積が一団で500平方メートル以上の農地であることや、営農に必要な水路などがあるなど、農業の継続が可能であることの要件を満たすことが必要であります。

市では、これに基づきまして、平成4年に約63ヘクタールの指定を行い、その後、区域の追加や廃止などに伴いまして都市計画変更を行い、現在約56ヘクタールの指定となっております。指定を受けますと、農地として30年間は維持管理しなければならず、農業上必要で生産緑地の保全上支障のないものなどを除き、地区内における建築行為、宅地造成行為などが生産緑地法に基づき厳しく制限されます。一方で所有者は税制上の優遇措置が受けられることになっております。

次に、指定を解除する条件は、生産緑地地区の指定後30年を経過した場合、主たる従事者が死亡した場合、または病気やけがなどで営農ができなくなった場合には、生産緑地法第10条に基づきまして、市長に対して生産緑地の買い取りを申し出ることができます。市長が買い取った場合の土地は、公園、道路などの公共の用に供されるために管理されることとなります。市長が買い取りを行わず、また農地の取得のあつせんを行うも不調である場合は、行為制限の解除が行われ、所有者は建築行為や宅地造成行為なども可能となります。

以上、制度の概略ではございますが、生産緑地地区の制度について説明させていただきました。

それでは、今後、議案書に沿って進めさせていただきます。お手元の議案書のほうの27ページをご覧ください。北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）について次のとおり本審議会でご審議いただくものでございます。

続いて、28ページをご覧ください。北部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更するものでございます。こちら28ページから32ページにわたりまして一覧表をお示ししております。具体的な変更内容につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、議案書のほうは33ページをお願いします。変更の理由でございますが、本市のすぐれた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、また生産緑地法第14条に基づく行為の制限の解除が行われた区域、及び公共施設の用に供した区域について、生産緑地の機能を維持することが困難となったため、本案のとおり生産緑地地区を変更するものでございます。

次に、34ページのほうをご覧ください。こちらのほうは、新旧対照表をお示ししております。ここには、左の列から順に変更箇所地区名称、位置、変更前、変更後の面積、また変更の種類としまして、追加・区域変更・廃止の別、変更理由、図面番号をお示ししております。今回変更するのは3地区ございまして、1行目の右肩の図面番号1と示しております岸部北3-2生産緑地地区、図面番号2、岸部中3-1生産緑地地区、及び図面番号3の千里山竹園1-1生産緑地地区の3地区でございます。

一番下の行、最終行のほうには、変更後の生産緑地地区全体の集計をお示ししております。生産緑地地区の合計は204地区、面積は約56.15ヘクタールとなるものでございます。これらの詳細につきましては、後ほど順にご説明させていただきます。

続きまして、議案資料のほう 35 ページをご覧ください。ここでは、位置図としまして、今回の変更箇所在市域内における概ねの位置をお示ししております。

それでは、それぞれの地区を新旧対照図で順にご説明いたします。前のスクリーンで議案書のほう 36 ページから 38 ページの新旧対照図と同じものと合せて写真のほうもお示ししますので、お手元の資料のほうは 34 ページ、新旧対照表をご覧ください。それで、前のスクリーンも合せてご確認ください。

初めに、岸部北 3-2 生産緑地地区につきましては、スクリーン上の赤色の点々と線で囲っております区域について面積が約 0.09 ヘクタールの区域を追加し、区域変更を行うものでございます。このことから、地区の面積は変更前約 0.15 ヘクタールから変更後約 0.24 ヘクタールに増加するものでございます。スクリーンにお示ししております、こちらの写真のほうは南東側から北西側に向かったの現地の現況写真となっております。

続きまして、岸部中 3-1 生産緑地地区につきましては、スクリーン上の、こちらと同じく、赤色の点々と線で囲っております区域について面積約 0.07 ヘクタールの区域を追加し、区域変更を行うものでございます。このことから、地区の面積は変更前約 0.32 ヘクタールから変更後約 0.39 ヘクタールに増加となるものでございます。スクリーンにお示ししております、こちらが地区の南側から北側に向かったの現況の写真でございます。現地のほうはこういう形になっております。

続きまして、千里山竹園 1-1 生産緑地地区につきましては、スクリーン上の赤色の、こちらのほうは縦線で囲っております区域について法に基づく特別養護老人ホーム等公共施設等の設置がなされ、面積約 0.2 ヘクタールの区域を除外し、区域変更を行うものでございます。このことから、地区の面積は変更前の約 5.23 ヘクタールから変更後約 5.03 ヘクタールに減少となるものでございます。

以上、これら 3 地区の変更によりまして、全体の地区数は 204 地区で変更はございませんが、合計面積のほうは変更前の 56.19 ヘクタールから約 56.15 ヘク

タールの、約0.04ヘクタールの減少となるものでございます。

続きまして、法定手続の経過についてご報告いたします。縦覧等につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成24年10月26日から11月9日まで縦覧を行い、意見を受け付けたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、縦覧者数は2名でございました。

以上が議案第5号、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（吹田市決定）についてのご説明でございます。どうかよろしくご審議賜りましてご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。ご説明いただきました。

34ページに収められている今回の変更、3地区の変更、岸部北及び岸部中について拡大、千里山竹園について縮小というご提案でございます。ご質問、ご意見、いただきたく存じます。

よろしいでしょうか。それぞれの地権者の事情等々を受けて指定を変更しようというもので、ご了解いただければそう照査させていただくという案件です。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田会長 ありがとうございます。そしたら、審議会として議案5号につきましてご了承いただいたということで照査させていただきます。ありがとうございます。

以上、4件が審議事項でございまして、いずれもご了承いただきました。

なお、冒頭申し上げましたように、報告事項なお3件ございます。これについて資料説明といいますか、引き続き事務局のほうからお願いいたしたく存じます。お願いします。

（事務局 入室）

○西倉参事 ご説明に先立ちまして、事務局より報告2及び3の案件に関連いたしま

して出席させていただいております職員の紹介をさせていただきます。報告2の案件につきまして、道路公園部道路公園室から室長の久保田でございます。

○久保田室長 久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 参事の船木でございます。

○船木参事 船木でございます。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 主査の石本でございます。

○石本主査 石本でございます。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 次に、報告3の案件につきまして、下水道部下水道経営室から参事の松本でございます。

○松本参事 参事の松本です。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 主査の磯島でございます。

○磯島主査 磯島です。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 主査の田中でございます。

○田中主査 田中です。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 主任の沼田でございます。

○沼田主任 沼田です。よろしくお願いいたします。

○西倉参事 以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 それでは、お願いします。

○清水主査 それでは、吹田市都市計画マスタープランの見直しにつきましてご報告させていただきます。失礼して、座ってご説明をさせていただきます。

お手元の資料、お配りさせていただいております資料1というA4横の資料に沿ってご説明させていただきたいと存じます。

資料2、資料3でございますが、クリップどめをしているかなり分量の多い資料もお配りさせていただいております。資料2でございますが、こちらが8月24日に都

市計画審議会常務委員会のほうでお示しさせていただきました資料でございます。資料3が11月14日に開催させていただきました第2回の常務委員会の資料でございます。

それでは、前のスクリーンを中心にご説明をさせていただきます。

まず都市計画マスタープランの見直しのスケジュールについてでございます。平成24年度につきましては、まず見直しの方針を策定してまいりたいと考えております。平成25年度以降につきましては、素案、原案、案という形に順次策定を進めてまいりたいと考えております。都市計画審議会、並びに先日設置いただきました常務委員会のほうからもご意見を頂戴しながら見直しの検討を進めてまいりまして、平成26年度には諮問させていただきたいと考えております。

また、市民の意向把握につきましては、この9月から10月にかけてアンケートを行っておりまして、来年度にはワークショップ等を開催する予定でございます。

続きまして、今年度策定を予定しております見直し方針についてですが、現行マスタープラン、これまでの成果と課題の検討がまず必要であろうと考えております。それらを整理した上で見直し方針の策定をと考えておりますが、まず方針策定に向けて整理が必要な項目といたしまして、1つ目が社会情勢の動向及び関連計画等との整合ということでございます。こちらは第1回の常務委員会にてご意見を頂戴しております。

恐れ入ります。資料2の中に2つ資料を挟んでおりますけども、資料2-2という資料でございます。こちらが昨年度実施いたしました現況調査の結果の概要でございます。この中身につきましては、人口や土地利用など、吹田市を取り巻く動向というもの进行调查いたしております。また、平成16年以降変わってきました上位関連計画等の状況についてもあわせて調査をしたものでございます。こういった資料をお出ししながらご意見を頂戴したところでございます。

前面のスクリーンで2番目でございます。市民の評価及び今後の重要度ということ

で、先ほどもありました、9月から10月にかけてアンケート調査を行っております。この内容につきましては、第2回常務委員会でもご議論いただいたところでございます。後ほどその概略についてご説明させていただきます。

また、3項目といたしまして、関連施策の進捗状況及び今後の課題というところで、都市マスに関連します事業や施策等の実施状況の把握や今後想定されます課題につきまして現在、庁内の整理を進めているところでございます。

続きまして、常務委員会の検討経過でございます。開催経過でございます。第1回の常務委員会は8月24日に開催いたしております。現行都市計画マスタープランの概要、また先ほどの資料でございます現況調査の結果の概要などについてご意見を頂戴したところでございます。また、第2回常務委員会につきましては、11月14日に開催させていただいております。先ほどのご説明させていただいたとおり、アンケートの結果等についてご意見、ご指摘を頂戴いたしております。

常務委員会での主なご意見等ということで次のページにおまとめしております。第1回常務委員会では、現行都市マスの進捗、評価に関するご意見といたしまして、都市マスに掲げております都市空間の将来像の実現度合いについての整理が必要であろうと。また、ハード整備以外の進捗についても検証が必要である。また、行政の成果のみでなく、地域の取り組みによる成果も含めて評価すべきであろうというご意見、ご指摘を頂戴いたしております。

また、時代変化、社会変化に関するご意見、ご指摘につきましては、今後想定されるプロジェクトなどの予測も考慮すべき、策定から現時点までの社会的な変化について整理が必要、新たな課題としてエネルギー問題等があるとのことご指摘をいただいております。

また、見直しの視点についてですが、何に重点を置くかメリハリをつけたほうがよいのではないかと、安全と福祉は行政が最も力を入れるべき項目、地形等の自然環境インフラという視点が必要であろうと、生産緑地の計画的な誘導についても議論が必要

であろうと、また都市計画を取り巻く、国、府の動きを見極め、慎重に検討することが必要だというようなご意見、ご指摘をいただいております。

続きまして、第2回の常務委員会でいただきましたご意見、ご指摘等でございます。見直しの視点に関しましては、現行都市マスの地域区分6ブロックでございますが、こちらが合理的かどうか疑問であると。また、アンケートでは、満足、不満足が分かれて、ある種定性的になってしまう部分がありますので、定量的な目標値を立て評価することが必要であろうというご指摘をいただいております。

また、アンケートそのものの分析に関するご意見といたしましては、回答者の世帯構成や年齢層などのライフステージ別に集計することによりそれぞれのニーズが見えてくるのではないかと、これまでの満足度と今後の重要度との関係性から傾向が把握できるのではないかと、また各設問の相関を分析することにより複数の項目の満足度を上げる効果的な政策立案につながるのではないかとといったご意見を頂戴いたしております。

また、常務委員会での検討そのものに関するご意見といたしまして、アンケート結果による評価も重要であるが、それだけでは判断できない要素も含めて総合的な視点から議論する必要があるというようなご指摘をいただいております。

このように、常務委員会におきましていただきましたご意見、ご指摘を踏まえまして、見直し方針の策定に向け、現在鋭意検討を行っているところでございます。

続きまして、先ほどご紹介いたしました市民アンケートの結果の概要についてご報告させていただきます。まず実施の概要でございますが、対象18歳以上85歳未満、無作為抽出の3,000名の方々にお送りをいたしております。実施期間が9月末から10月15日、回収状況は途中段階ですが、1,352通、約45%でございます。設問ですが、1つ目に回答者属性、それから2つ目にこれまでのまちづくりに対する現状評価、3つ目に今後のまちづくりで重要と思うテーマ、4番目に定住に関する意識、5番目にまちづくりに関する自由記述をいただいております。

ちょっと見づらくて申しわけないんですが、まずこれまでのまちづくりに対する現状評価ということでございます。左段に18項目掲げてございます。それぞれについてそう思う、どちらかといえばそう思う、そう思わない、どちらかといえばそう思わない、どちらとも言えない、わからないの6段階で評価をいただいております。これでいきますと、プラス評価の割合が50%以上となる項目を青の破線で囲っております。逆にマイナス評価が30%以上の項目を赤の破線で囲っております。それでいきますと、一番上の身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実しているなどがプラス評価を得ております。また、歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている、あるいは自動車が快適に利用できる道が整備されているといった項目がマイナス評価として上がってきております。この中でいきますと、どちらとも言えない、わからないという回答が半数を超えるような項目もございますので、その辺も含めて今、検証しているところでございます。

次のページですが、これまでの現状評価につきまして、その集計結果を整理いたしております。歩行者や自転車の空間整備は特に評価が低くなってございます。理由を見ますと、車や自転車が危ないといった歩行者の視点、それから自転車が走る上で走行環境を整えてほしいというような自転車の視点、双方から課題があるということでご指摘をいただいております。

○吉田会長 清水さん、ごめんなさい。これ、どのくらい続ける。あと2分、3分。

○清水主査 あと2分。申し訳ございません。

○吉田会長 この後、副市長もご予定を入れているようで、4時までには何とかとちょっと思っていますので、あと2件、報告案件がありますので。

○清水主査 申し訳ございません。

○吉田会長 これは、また追ってご報告することにもなりますが。あと、皆さん方が共有すべきポイント、アンケート結果で、ここだけは見ておいてくださいとか。

○清水主査 恐れ入ります9ページのほうを少しご覧いただきたいんですけども、先

ほどがこれまでの評価でしたので、9ページのほうは今後の重要テーマというので、先ほどと同じ項目を3項目ピックアップしていただいています。それでいくと、一番上位に来ましたのが高齢者、それから2番目に来ましたのが歩行者、自転車の道路、それから3番目が防犯となっております。

恐れ入ります。ページを飛ばしていただきまして11ページのところでございます。定住意向についてもお聞きいたしておりますので、今回、今住んでいるところが気に入っているのか住み続けようと思っているという方と、できれば住み続けたいが、多分引っ越すことになる、要は定住意向をお持ちの方々の集計をしますと、約74%、4分の3の方が定住意向をお持ちだということで、これはこれまでの調査結果に比べると割合高目の数値結果が出てございます。

こういったような形で常務委員会でもこういったデータをお出ししながらご意見を頂戴して、今、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○吉田会長 私のほうからちょっと補充したほうがよかったな、冒頭、ちょっと思いました。といいますのは、しばらくぶりにご参加の委員もおられる、初めての委員もおられますので、何だこれはというふうに思われたかもしれませんので、一言だけ。

都市計画マスタープランを都市マスとかと省略して言うんですが、ご承知かと思いますが、都市計画法というのがございまして、それに従いまして各地方公共団体、都道府縣市町村等々がそういった基本計画、マスタープランと片仮名で言いますが、そういうものをしかるべく立てて遂行していくという制度枠組みが成立しておりまして、吹田市は阪口市長の段階で2004年に20年後を想定するような吹田市のありよう、これをプランとして打ち出されています。それがお手元の資料の資料2という形で文書化されて膨大なものが実は出ているんです。

2004年に成立している吹田市の都市計画マスタープランは20年を想定している限りにおいて10年たった段階で見直す。つまり2014年、平成26年には見直

す必要があると、半分たつんだからということで、事前検討作業に今年度入ったということでお受けとめください。つまり今年度そういった見直し方針をここで詰めて、都市計画法に従って都市計画審議会がということです。2013年に原案みたいなものを詰めていって、2014年、平成26年、再来年には吹田市の2004年につくられたものを2014年修正という形で出していく必要がある。そのために今、都市計画審議会のもとに小委員会として学識経験者委員を中心に常務委員会というふうに規定名称はそういう、規程上そういう用語になっているようなので、そう名乗っていますが、そこで検討作業を始めてアンケート集計等々、今ご説明いただいたものを受けてどういう形で修正案にこのアンケートを反映させていくかというようなことをやろうとしている、そういうことです。

済みません、終わります。

何かご質問等あれば、どうぞ。

○A委員 やっぱりかねてより気になっているのが、本市の人口動向なんですけど、我が市の場合、人口が増加する要素はあっても減少する要素は非常に少ないなところ、全国的にも珍しい特徴があるということ常々申し上げておきまして、今回の開会前に吉田会長のほうには細かく申し上げておきますので、やはりきちっとした現状を捉まえた上で調査、分析検証していただいて、正しく願いしておきたいと指摘しておきます。

○吉田会長 ご指摘いただきました。それは、実は次の2番目の都市計画道路というようなものについても見直すべきだというふうに言われていまして、そこにも関わる、つまり少子高齢化の流れの中、人口減少、車両、車その他も減少し、当然税収もというふうな、そういう議論があるんですがというご指摘をいただいています。

そうしましたら、ちょっと報告事項2、計画道路編見直しについてお願いします。

○船木参事 道路公園企画室の船木でございます。吹田市都市計画道路の見直しについてご報告させていただきます。着席してご説明させていただきます。

○吉田会長　　お願いします。

○船木参事　　本日は、本市の都市計画道路見直しの基本方針案の概要、評価結果、素案及び今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料といたしましては、お手元に資料４をお配りいたしております。また、スクリーンにおきまして詳細をご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

　　なお、都市計画道路の定義、吹田市における都市計画道路の状況、及び都市計画道路見直しに関わる全国的な動向につきましては、本年７月に開催いたしました都市計画審議会におきまして都市整備部のほうからご説明させていただいておりますので、本日は省略させていただきます。

　　それでは、本市で策定いたしました吹田市都市計画道路見直し基本方針案の概要についてご説明させていただきます。なお、基本方針案につきましては、大阪府が策定いたしました基本方針案を基に策定したものでございます。

　　お手元の資料１ページをご覧ください。まず見直しを行っていく背景といたしましては、第１に今後の人口の推移でございます。大阪府におきましては、平成４７年には現在より１１７万人、比率にして約１３％減少すると予測されております。また、生産年齢人口が減少する一方で老年人口は長期的、継続的に増加が予測されております。このことは本市においても同様の状況で、都市計画決定をされた時代と今日では社会経済情勢は大きく変化しております。

　　次に、交通量の推移ですが、これまでは右肩上がりの経済成長を前提として交通量の推計を実施してきたものと考えられますが、発生集中交通量、将来走行台キロの推計についても交通センサスが実施されるたびごとに下方修正されている状況でございます。

　　次に、前回の審議会におきまして、都市計画制限に係る訴訟提起について２つの例をご説明させていただいたとおり、法的な課題もございます。吹田市におきましても、都市計画決定後５０年以上を経過した路線もあり、全てを整備するにはさらに長期間

を要する見込みであり、その間、権利者には都市計画法53条の建築制限が課せられ、無保証での制限を受任させている状況でございます。

以上の背景から都市計画道路の見直しが必要とされており、今後、大阪府の都市計画道路の見直しに合わせまして、本市におきましても見直しを行うものでございます。

次に、本市における都市計画道路の未着手の状況でございます。図中の青色に着色した路線区間が吹田市決定分の事業未着手路線区間であります。その延長は、幹線街路2路線3区間の3.32キロメートル、歩行者、自転車専用道などであります特殊街路1路線区間0.27キロメートルの計3路線4区間3.59キロメートルとなっております。これらは今回の見直しの対象路線を示したものでございます。

具体的に路線名を申し上げますと、幹線街路ではまず記号Aの千里丘豊津線の山手地区1.41キロメートル、次に記号Bの千里丘豊津線の千里丘地区0.77キロメートル、及び記号Cの佐井寺片山高浜線1.14キロメートル、最後に特殊街路であります記号Dの南正雀吹東線0.27キロメートルでございます。

次に、吹田市都市計画道路の見直しの流れについてご説明申し上げます。

対象であります未着手の都市計画道路に対しまして、平成24年10月に策定いたしました見直し基本方針案に基づき、路線区間ごとの存続、変更、廃止の評価を行い、廃止、変更の路線区間につきましては都市計画の手続を経て都市計画変更を行う予定でございます。

見直しを行うための評価軸についてのご説明を申し上げます。お手元の資料2ページをご覧ください。まず必要性に関する評価項目ですが、幹線道路などとのネットワークの有無などを評価する交通処理機能、歩行者などの安全性確保や徒歩などで駅へのアクセス機能などを評価する交通安全機能、その他、市街地形成機能や環境形成機能について評価いたしました。また、防災拠点や広域避難所へのアクセス機能や避難機能などの防災機能やこれらの機能について代替機能を有する他の路線の有無などを評価する代替機能についても評価いたしました。

次に、実現性につきましては、概ね30年以内に事業着手の可否の評価、補償物件の多寡や歴史的文化資産などの支障物件、地形などによる大型構造物の必要性の有無、事業に対する期待度や住民の合意状況などを含め総合的に評価してまいりました。

次に、評価の流れについてご説明申し上げます。既に事業着手している路線区間につきましては存続させるものとし、未着手の路線区間につきましては、初めに交通処理機能の評価を行い、必要性の高いものは実現性の評価へ移行します。また、交通処理機能が必ずしも高くない路線区間は交通安全機能や市街地形成機能などの諸機能について評価を行った上、実現性の評価を経て存続、廃止の評価を行います。なお、交通安全機能、防災機能の必要性が著しく高い路線機能につきましては、人命に関わることであることから、実現性の評価に関わらず、存続の余地について再検討を加えることといたしました。

これらの見直しにつきましては、将来の社会情勢や経済状況等の変化に伴い、必要性や実現性が変化する可能性もあることから、概ね10年程度の定期的な見直しを行うことを基本といたしております。

それでは、今までにご説明いたしました吹田市都市計画道路見直し基本方針案及び見直しの流れに沿って評価を行いました結果の素案についてご説明申し上げます。お手元の……

○吉田会長 それは最後ですか。あと二、三分。

○船木参事 そうですね。

○吉田会長 お願いします。

○船木参事 お手元の資料3ページをごらんください。こちらは吹田市決定分の見直し評価結果素案の図でございます。表及び図中の朱書きにして表示しておりますのが存続、青書きにて表示しておりますのが廃止でございます。具体的には記号Bの千里丘豊津線の千里丘地区と記号Cの佐井寺片山高浜線につきましては存続とし、記号Aの千里丘豊津線の山手地区と記号Dの特殊街路であります南正雀吹東線は廃止として

おります。

それぞれの路線区間の評価結果についてご説明申し上げます。まず記号Aの千里丘豊津線の山手地区でございますが、必要性和実現性の評価を行った結果、区間内に幅3.5メートルないし4メートル、延長約560メートルの水路の暗渠化が必要であり、また佐井寺片山高浜線との接合部の高低差が大きく、大規模構造物が必要となり現実性は低い……

○吉田会長 済みません途中で、素案のレベルですよ。

○船木参事 はい。

○吉田会長 ということで、我々、そこ、今おっしゃられた暗渠が必要云々ということから辺まで認識しておく必要は余りないように思うので、あとちょっと4ページざくっといって、次の資料5のほうの説明に移っていただきたく思うのですが、無理ですか。

今、カラー刷りの3ページのご説明の途中だったと思うんですが、最小限4ページに触れていただいて、2の案件の報告を終えていただきたく思うのですか、ご無理ですかと。

○船木参事 済みません。それでは、こちらの図は大阪府より示されました、吹田市内の大阪府決定分の都市計画道路の見直しにかかわる評価結果素案でございます。表及び図中の朱書きにて示しておりますのが存続、青書きによって示しておりますのが廃止でございます。

具体的な路線と評価結果につきましてはご報告いたします。見直しの対象路線の区間は7路線13区間でございます。まず存続の評価をされました路線は、図中番号2ないし5区間の豊中岸部線、番号6の箕面山田線の2路線5区間でございます。次に、廃止の評価をされました路線は図中番号1の区間、豊中岸部線の都市計画道路、御堂筋線から西側区間、番号7の南千里岸部線、番号8、9の大阪高槻京都線の千里丘交差点分及び片山3丁目交差点分、番号10の上新庄神境線、番号11、12の春

日豊津線、及び番号13の服部西之庄線の6路線8区間でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

そうしましたら、皆さん方、これについてちょっとだけ発言したいという方おられたら。どうぞ。

○A委員 これ、勝手に考えてはる部分があって、周辺の地権者とか、住民さんとか、そういったところにきちっとお話も全く行ってないというのが現状ですし、今こんな形で素案に出していますねん、こんな感じで自分ら、廃止しよう、存続しようと思っていますねんというような形を、別に認める気はないですし、認められませんから、今の状況では。

ただ、一点言うておきますけど、例えば豊岸線で存続となっているやつでも、例えば十三高槻線より南側というのは必要ないでしょうというようなところもあるんですよ。だって、これ、橋が架かるわけじゃないんですから、井高野の方面に。だから、そんなところは必要もないようなところを存続やとかと言うているような状況でもありますし、だからきちっと現状をわかった上で、なおかつ周辺の皆さんも意見も聞いているとは思いがたいような見直しの素案でございますので、今のところ全く話にならないと思います。

○吉田会長 というご意見をいただきました。ありがとうございました。ご報告を切っちゃってごめんなさい。

そうしましたら、ちょっと残った時間、資料5、報告事項3、都市計画の下水道の変更の概要についてちょっとご説明をやはりいただこうと思います。お願いします。

○松本参事 下水道経営室の松本でございます。

それでは、報告、北部大阪都市計画下水道の変更（吹田市決定）についてご説明をさせていただきます。資料はお手元の資料5になっております。前方のスクリーンも合せてご覧ください。失礼ですけども、座って説明させていただきます。

本案件は、平成25年2月、来年2月に予定しております第3回の本審議会で審議

していただく予定です。

お手元資料 2 ページに吹田市の下水の計画の概要を書いておりますけども、ちょっと時間の都合上割愛させていただきます。

それでは、北部大阪都市計画下水道の変更（吹田市決定）について報告させていただきます。お手元資料の 3 ページをご覧ください。3 ページの新旧対照表で変更内容を説明させていただきます。表の上段が変更前、下の段が変更後としてお示ししております。

主な変更内容としましては、吹田市正雀処理区公共下水道を吹田市安威川流域関連公共下水道に編入し、正雀下水処理場を都市計画の位置づけから廃止するものです。

吹田市安威川流域関連公共下水道につきましては、表中の 2、排水区域及び処理区域の面積が、変更前 1,762 ヘクタールだったものが、正雀処理区公共下水道、約 459 ヘクタールを追加し、一部前方のスクリーンで示しておりますけども、赤色でお示ししている区域、約 0.25 ヘクタールを追加し、黄色でお示ししている区域、これは現在水路でありますけども、0.78 ヘクタールを廃止することにより、計 2,221 ヘクタールとなります。

表中の 3、下水道管渠について変更はございません。

お手元の資料 4 ページをご覧ください。吹田市正雀処理区公共下水道は、表中の 2 排水区域、処理区域の面積が、変更前 459 ヘクタールだったものが、流域関連公共下水道に編入することによりますので、ゼロヘクタールとなります。

表中の 3、4、5、6 にお示ししております下水管渠、ポンプ施設、処理施設等につきましては、正雀処理区公共下水道を流域関連公共下水道に編入することに伴いまして都市計画への位置付けを行わないこととしております。

5 ページをご覧ください。変更の理由としまして、正雀下水処理場は、千里ニュータウンの汚水処理を目的としまして摂津市域（旧三島町域）に昭和 38 年に大阪府企業局が建設したものであります。供用後約 40 年が経過しており、施設の老朽化の課

題が生じております。また、近年では公共用水域の水質保全の観点から下水処理場の高度処理への対応が求められております。これらは早急に対応しなければならない課題ではありますが、施設の更新には相応の時間を要します。

こういった課題に対応するため、上位計画である大阪湾流域別下水道整備総合計画（大阪府策定）において、正雀処理区公共下水道を安威川流域下水道へ編入する方向性が示されましたため、正雀下水処理場を廃止し、正雀処理区公共下水道を安威川流域下水道へ編入するものでございます。

吹田市安威川流域関連公共下水道のうち、大阪府の施設であります淀川右岸流域下水道のポンプ場が立地する区域（南正雀2丁目地内）は、計画的な下水道整備の見通しが明らかになった区域であることから公共下水道の区域を見直すものでございます。

資料の最終ページの6ページをご覧ください。ここでは、位置図としまして、吹田市安威川流域関連公共下水道、吹田市正雀処理区公共下水道、正雀下水処理場、正雀前処理場及び高川ポンプ場の概ねの位置をお示しさせていただいております。

今後の予定としましては、平成25年1月に都市計画法第17条に基づく縦覧を行い、2月に本審議会に諮り、3月に府・市の下水道事業計画の変更を行い、来年度中旬には処理場機能を停止する予定をしております。

以上が、報告、北部大阪都市計画下水道の変更（吹田市決定）についての説明になります。ありがとうございました。

○吉田会長　ありがとうございました。

何かこれについて発言しておきたいという方、おられませんでしょうか。よろしいでしょうか。今、ご紹介ありましたように、1月の都市計画審議会でも改めて審議案件として上がってくるということのようです。2月か、ごめんなさい。

どうぞ。

○A委員　気になっているのは、摂津市との関係なんで、摂津市さんとの話し合い等がどのようになっているかということもきちっと次回説明をしてもらいたいと思いま

す。

○松本参事 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 どうぞ。

○F委員 ちょっと聞き逃したところがあるんですけど、都市計画道路の見直し、これ、審議決定はいつになるんですか。

○船木参事 平成25年6月頃です。

○F委員 そうですか。

○吉田会長 そうでしたら、ばたばたとした議事進行でごめんなさい。皆様のご協力によりまして審議事項4件及び報告事項3件、以上でございます。本日の審議、これで終了とさせていただきます。皆様方、ご協力ありがとうございました。

でも、次回のこと、先ほどちょっと出ていたんですけど、予定等、今ここでお知らせすることはございませんでしたか。

○西倉参事 次回は2月26日の火曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしくをお願いします。

○吉田会長 そうでしたら、本日、ご苦労さまでした。ありがとうございました。終了とさせていただきます。ご苦労さまでした。

(終了)